

東地申3号
9月14日開催

「客室及び乗務員室への防犯カメラの設置について」に関する緊急申し入れ～その2～

2. 乗務員室への防犯カメラの設置は、乗務員への不安感や精神的な圧迫、苦痛を与え、安全輸送に支障をきたすことから、現在試行されている防犯カメラの撤去および今後の設置は行わないこと。

【会社回答】

社員が安心して業務に専念できる環境保全を目的として設置しており、今後も必要な箇所に増配置していく考えである。

主な議論内容

- 【組合】カメラが設置されることで乗務員は圧迫感などを感じている。乗務員は緊張した状態で乗務している。防犯以外に使用しないと言っているが、社員説明は行うべきである。過度な緊張は事故を発生させる要因となる可能性が高いため設置を行わないこと。
- 【会社】導入段階で掲示等によりメッセージを発信している。防犯カメラの設置については社員を守っているという認識であり問題はない。プレス発表もしており、良い効果になっていると認識している。
- 【組合】車両留置でパン「下げ」・バッテリー「切」を行うと、電源は切れるのか明らかにすること。
- 【会社】詳しいことは本社から聞いていない。セキュリティ上、全ては答えられないが、留置線等の施設内に防犯カメラが設置されているところもあり、当社の財産は守られているという認識である。
- 【組合】乗務員室に防犯カメラが設置されているため、乗務員が「会社から疑われている」としか考えられないため設置を行わないこと。
- 【会社】あくまでも防犯カメラであり、守られているとの認識である。けん制にもなり抑止効果にもなる。
- 【組合】防犯が目的であればカメラの設置ではなく、ラッチを変更するなど別の対策をすること。
- 【会社】一部の線区だけではない。警察からも対策を求められている。会社としてセキュリティを高めていくための一つとして防犯カメラを設置している。
- 【組合】カメラが乗務員室内にあるからといって犯罪を防げるものではない。防犯を目的とするならば、カメラを車外に向けるべきだ。
- 【会社】目的は警察への情報提供である。盗難被害の確実な証拠が必要である。
- 【組合】このままの状態では不安などぬぐえない。
- 【会社】人それぞれの判断や価値観である。あくまでも目的は防犯である。
- 【組合】**事故・事象の発生時や執務態度等、お客様の声があったときなどの使用はしないこと。**
- 【会社】あくまでも防犯上で取り扱うものである。防犯目的以外には使用しない。

確認事項・**取扱い誤りや執務態度等を確認することが目的ではないこと！**
・**防犯目的以外の使用は行わないこと！**

乗務員に対しての不安は解消できていないことは対立！
現場および地本に対して丁寧な説明を行うことを要請し交渉終了！

団体交渉の議論経過を守らせるために、職場からチェック機能を果たしていこう！

